

令和5年10月第168回定例 農業委員会総会議事録

令和5年10月10日(火)
JAグリーン近江八幡東支店 大会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第655号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議題656号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第657号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第658号 農用地利用集積等促進事業(案)について

報告第404号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について

報告第405号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について

報告第406号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和5年10月第168回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしく申し上げます。

議長

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

最近朝、晩と肌寒くなってきましたが、日中はまだ気温が高いような気がしております。稲刈りもほぼ完了しまして、みなさんご苦労様でした。ところが、収量、品質ともに、特に近江八幡管内、成績が良くないというようなことを聞いております。グリーン全体ではそうでもないということですが、平年に比べれば劣っているということです。

またJAの方で、10月の末ぐらいに新しく商品開発されました、みずかがみの玄米茶が販売されるということも聞いておりますので、またお買い求めいただき、ご賞味いただければと思っております。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。

本日の現在出席委員19名、欠席の届出5名（2番、●●●●委員、7番、●●●●委員、21番、●●●●委員、23番、●●●●委員、24番、●●●●委員）より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、10月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和5年10月第168回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、
17番●●●●委員

18番●●●●委員のご兩名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第 655 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第655号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年10月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、東横関町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積86㎡、世帯の経営面積、渡人0.9アール、受人0アールで今回の申請面積0.9アールとなります。渡人につきましては、東横関町●●番地、●●●●、受人につきましては、東横関町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難及び相手方の要望、譲受理由につきましては、従来より耕作で、これまで渡人から借りて野菜を栽培されてきました。

番号2、土地の所在地、牧町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積499㎡、同じく牧町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積499㎡、同じく牧町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,210㎡、同じく牧町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積6,556㎡、4筆合わせて10,764㎡となります。世帯の経営面積、渡人127.4アール、受人15.9アールで今回の申請面積を合わせますと123.5アールとなります。渡人につきましては、牧町●●番地、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●、受人につきましては、牧町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、法人の廃業により農地を所有できなくなったため、譲受理由につきましては、法人所有農地の所有権を代表者に移転するためでございます。

番号3、土地の所在地、長光寺町●●番●、登記地目、現況地

目とも畑、登記面積64㎡、世帯の経営面積、渡人0.7アール、受人0.6アールで今回の申請面積を合わせますと1.3アールになります。渡人につきましては、長光寺町●●番地、●●●●、受人につきましては、長光寺町●●番地、●●●●、契約内容は交換、譲渡理由は管理困難、譲受理由につきましては、隣地農地と一体利用ということで、地図上、長光寺町●●と記載されている農地と一体利用されます。当該地との交換農地については、後ほど5条許可申請で出てきます、地図上の5-4と交換されます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

（特に補足説明もないようですので、）皆様にお伺いいたします。質問や意見はございませんか。

委 員

（特になしの声）

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。
議第 655 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長

それでは次に、議第 656 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 657 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第656号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年10月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、浅小井町●●番、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積109㎡、申請人につきましては、浅小井町●●番地●、●●●●、申請地は、浅小井町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、庫裏で、現地は農地法施行前より建設されておりました。今回、土地の整理をしたところ、当該地が転用できていないことが判明したために、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、白王町●●番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、届出面積105㎡、同じく白王町●●番●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、33㎡、2筆合わせて138㎡となります。申請人につきましては、白王町●●番地、●●●●、申請地は、白王町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は露天駐車場及び公衆用道路で、現地は昭和35年頃から既に駐車場として利用されています。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、船木町●●番●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、届出面積188㎡、申請人につきましては、千葉県市原市桜台●丁目●●番地●、●●●●、申請地は、船木町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天資

材置場で、現地は平成28年頃より耕作されておらず、資材置場として利用されておりました。今回、土地の整理をしたところ、当該地が転用できていないことが判明したために、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積554㎡、申請人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、申請地は、若宮町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、自己用住宅で、現地は昭和56年頃に造成され、自己用住宅として既に利用されております。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、長福寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、内山林、届出面積314㎡内山林56㎡、申請人につきましては、長福寺町●●番地●、●●●●、申請地は、長福寺町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場です。申請地北西にある申請者宅の駐車場が手狭になったことから、今回の申請に至りました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号6、土地の所在地、長光寺町●●番●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、届出面積4.45㎡、申請人につきましては、長光寺町●●番地、●●●●、申請地は、長光寺町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、住宅敷地で、平成10年頃に造成され、既に利用されております。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第657号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年10月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町中屋●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,600㎡、渡人につきましては、大阪市城東区関目●丁目●番●●一●●●号、●●●●、受人につきましては、日吉野町●●番地●●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、安土町中屋の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、建売分譲住宅6区画です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、開発同時許可となります。

番号2、土地の所在地、西庄町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積482㎡、貸人につきましては、西庄町●●番地、●●●●、借人につきましては、西庄町●●番地、●●●●、申請地は、西庄町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、親子間の使用貸借です。転用目的は、農業用倉庫で、既存の農業用倉庫が手狭になったため、新たに建築するものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、浅小井町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、届出面積797㎡、同じく浅小井町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積241㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、同じく浅小井町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積740㎡、同じく浅小井町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積62㎡、渡人につきましては、大津市唐崎●丁目●●番●●号、●●●●号、同じく浅小井町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積7.88㎡、浅小井町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積6.45㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、以上6筆、合計1854.33㎡の受人につきましては、西宿町●●番地●、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、浅小井町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、建売分譲住宅8区画です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、開発同時許可となります。

番号4、土地の所在地、長光寺町●●番●、登記地目、畑、現

況地目、雑種地、届出面積64㎡、渡人につきましては長光寺町●●番地、●●●●、受人につきましては、長光寺町●●番地、●●●●、申請地は、長光寺町の集落内の農地で、住宅等が連たんでいる区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、交換です。転用目的は、住宅敷地で、現地は平成10年頃から浄化槽及び配管設備が設置されております。このことから、現状に合わすために先程の3条許可案件にありました地図上3-3の箇所と交換をするものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議第656号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第657号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、5番●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、9月29日に、議第656号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第657号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて1番●●●●委員、13番●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第656号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1から4及び6の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号5の案件です。

申請地は、長福寺町の集落内の農地で、転用目的は露天駐車場です。隣接農地がないことから、特に問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第657号 農地法第5条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、安土町中屋の集落内の農地で、転用目的は建売分譲住宅です。隣接農地との境界に構造物を設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水については、北側市道を拡幅し、新たに道路側溝を設置し、放流するため、周辺農地への影響はないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

申請地は、西庄町の集落内の農地で、転用目的は農業用倉庫です。隣接農地がないことから、特に問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

申請地は、浅小井町の集落内の農地です。転用目的は、建売分譲住宅です。隣接農地との境界に構造物を設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水については、区域内に新設される側溝から、申請地南の市道 道路側溝に放流される計画であり、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に番号4の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請6件、第5条許可申請4件、計10件の現地踏査 結果報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長

それでは次に
議第 658 号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議
題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局

議第658号、農用地利用集積等促進計画（案）について、農
地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によ
り、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積等促進計画
（案）の提出があったので、意見を求める。上記の議案を提出す
る。令和5年10月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●
●。

こちらにつきましては、農地中間管理事業において、滋賀県農
地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付
ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会か
ら意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会
にてご審議をお願いするものでございます。

今回は地権者が農地中間管理機構を通じて耕作者に貸付ける案
件31件でございます。

なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。番号
1についてのみ紹介させていただきます。

番号1、権利の設定をする者、●●●●、近江八幡市鷹飼町●
●番地、権利を設定する土地については、近江八幡市西庄町●●、
田、3,109㎡、設定する権利については、賃借権、水田、令和6
年1月1日から令和20年12月31日の15年間、10アール
あたり10,000円、権利の設定を受ける者につきましては、株式
会社●●●●、近江八幡市浅小井町●●番地でございます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はござい
ませんか。

委 員

今回の案件は地域計画によるものですか。

事務局 近江八幡市はまだどこも地域計画が策定されていませんので、地域計画が反映されたものではありません。今まで通り相手が決まっている中間管理機構を通して契約をされたものです。今後地域計画を反映していくということになります。

委員 ●●●●さんは浅小井町の方で、借りておられる農地は他集落にあります。地域計画はどうなりますか。

事務局 ●●さんは大変広い範囲をされていますが、入作ということで地域計画に係わっていただかないといけないのかなと思います。そこはそれぞれの集落で作られる時に、●●さんの意見も聞きながら、進められるとは考えています。

今、農業振興課から聞いている話ですが、おそらく今年度は、来年3月が一番早い地域計画の策定で、既に人・農地プランの出来ている地域が3月に出来るであろうということになりますので、地域計画が丸々反映された中間管理機構の相対契約については、来年度4月からになるのかなと思っております。それまでは従来通りの案件が出てきます。今年と来年は過渡期ということで、地域計画が出来ていないところは同じような相対の契約になってきますし、利用権設定も引き続き来年度までは移行期間ということで継続されます。再来年からは中間管理機構が一本になる予定で動いています。

議長 他に質問や意見はございませんか。
質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 658 号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 それでは、次に報告第 404 号 農地法第4条第1項第8号

の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 405 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 406 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第404号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和5年10月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、小船木町●●、畑、165㎡、同じく小船木町●●、畑、56㎡、受理日及び受理番号、令和5年8月31日、403番、届出人につきましては、高島市マキノ町●●一●、●●●●、理由につきましては、農業用倉庫でございます。

番号2、土地の表示、安土町下豊浦●●、田、965㎡、受理日及び受理番号、令和5年9月4日、404番、東近江市山路町●●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場でございます。

続きまして、報告第405号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和5年10月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町西老蘇●●一●、田、1,170㎡、受理日及び受理番号、令和5年9月20日、509号、渡人につきましては、安土町西老蘇●●、●●●●、受人につきましては、東京都江東区大島●丁目●一●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、露天駐車場、区分は売買でございます。

続きまして、報告第406号、その他の専決について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和5年10月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては全て賃貸借契約解除で12件ございました。

2、自己の農業用施設（2アール未満）に供する農地転用の届出について、①浄土寺町●●、田、814㎡の内28㎡を露天農機具置場に変更、届出人、浄土寺町●●番地、●●●●、令和5年9月25日受理でございます。

以上報告とさせていただきます。

議 長

ただ今の、報告第404号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第405号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第406号 その他の専決報告について、質問等はありませんか。

委 員

（特になしの声）

議 長

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長

以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第168回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後1時55分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員